

南部町における再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン

1 目的

このガイドラインは、南部町内（以下「町内」という。）において再生可能エネルギー発電設備の設置等を行おうとする事業者に対し、生活環境、自然環境、歴史・文化的資源等の保全の観点から法令に則り自主的に遵守すべき事項や調整手順を明らかにすること等により、事業者と町民の相互理解のもとで、再生可能エネルギー利用の円滑な推進が図られるようにすることを目的とする。

2 定義

本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 次に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備をいう。
 - ア 太陽光発電設備 出力が50キロワット以上のもの
 - イ 風力発電設備 出力が100キロワット以上のもの
- (2) 住宅等 住宅のほか、学校、保育園、病院などの文教施設・保健福祉施設等、及び一般に従業員が常勤する事業所等をいう。
- (3) 発電設備等 再生可能エネルギー発電設備及び付帯設備、事業区域とそれ以外とを区分する柵及び塀等をいう。
- (4) 設置等 設備の新設、増設又は大規模な改修をいう。

3 対象

(1) 対象施設

本ガイドラインは、前項に定める発電設備等の設置等を対象とする。

(2) 対象地域

本ガイドラインは町内全域を対象とする。

(3) 抑制区域

次に掲げる区域を抑制区域とし、事業者は事業区域に含めないように努めるものとする。

ア 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

イ 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地

ウ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条

第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

オ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画により定めた農用地区域

カ 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林

4 設置等に当たって事業者が遵守すべき基準

発電設備等の設置等に当たり、事業者は次に掲げる事項の遵守に努めるものとする。

(1) 住宅等との距離

ア 住宅等と風力発電設備との距離は、地上と風車の最高点との長さの4倍以上とすること。ただし、その距離が800メートルに満たないときは800メートル以上とすること。この場合において住宅等との距離とは、住宅等と風車におけるタワー基礎部分との水平距離をいう。

イ やむをえず前項の要件を満たすことが困難な場合は、当該住宅等の住民（住宅以外の施設にあっては主たる管理者）より、風力発電設備の設置等について、同意を書面で得ること。

(2) 騒音

発電設備等に最も近い住宅等において、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に区分される基準値以下とすること。

昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日午前6時まで）
55デシベル以下	45デシベル以下

(3) 低周波音

低周波音については、住宅等において環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参照値を超えないこと。

ア 物的苦情に関する参照値

1/3オクターブバンド 中心周波数(Hz)	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50
1/3オクターブバンド 音圧レベル(dB)	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99

イ 心身に係る苦情に関する参照値

1/3オクターブバンド 中心周波数(Hz)	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
1/3オクターブバンド 音圧レベル(dB)	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

(4) 振動

振動については、発電設備等の設置位置から直近にある住宅等の敷地境界上において、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2に規定す

る以下の基準値以下とすること。

昼間（午前8時から午後7時まで）	夜間（午後7時から翌日午前8時まで）
70デシベル以下	65デシベル以下

(5) 電波障害

発電設備等から発する電磁波及び電波によって、人体への障害又はテレビ電波等に影響を与えないように適切な措置を講じること。

(6) 自然環境

風力発電施設の設置等によって自然環境に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講じること。

(7) 景観

ア 発電設備等は、地域の自然に配慮し、配置、デザイン及び色彩等、周囲の景観と調和したものであること。

イ 四季、昼間及び夜間における景観の変化を視覚的な表現方法によって予測し、予測した結果を南部町（以下「町」という。）に対して提出すること。

(8) 広告物

発電設備等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示すること。

(9) 光害

ア 発電設備等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、周辺環境への影響が発生しないよう、必要な措置を講じること。

イ 太陽光パネルは、近隣住民及び動植物に影響を生じさせないよう光の反射角度を予測し、近隣住民等から設置について同意を得ること。

(10) 災害防止

ア 災害発生時の緊急連絡体制を整備すること。

イ 雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講ずること。

(11) 文化財

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第1条に規定する文化財の保護及び活用が図られるよう計画するものとし、指定文化財及び埋蔵文化財以外の文化財についても、発電設備等の設置等の影響から保護するよう努めること。

5 設置等に当たっての調整手順

(1) 町の窓口

事業者は、町民生活課を町の窓口として、発電設備等の設置等について町の所管部署と協議するものとする。

(2) 設置等に関する事前説明

ア 事業者は、発電設備等の設置等を計画した段階で、当該事業の計画概要について発電事業の実施に係る事前協議届出書（様式第1号）に必要な資料等を添

付し、町に対して事前に説明を行うものとする。

町は、発電事業の実施に係る事前協議届出書の提出があった場合、事業者と協議のうえ、速やかに事業計画を公表するものとする。

イ 事業者は、前号に規定する事前協議届出書を提出後すみやかに、事業計画予定地周辺の住民及び自治会関係者並びに事業所（以下「住民等」という。）に対して、事前に説明会を実施し合意形成を図るものとする。

（3）設置等に係る届出

事業者は、当該事業に着手する90日前までに、発電事業の実施に係る届出書（様式第2号）に必要な資料等を添付し、町へ提出するものとする。なお、様式第1号又は様式第2号の提出後、事業を変更又は中止する場合には、発電事業の実施に係る変更（中止）届出書（様式第3号）を町へ提出するものとする。

（4）法規制に係る協議

事業者は、発電設備等の設置等に係る法規制について、町の所管課又は関係行政機関と協議し、必要な調整を行うものとする。

（5）住民等の同意

ア 事業者は、5-（2）-イに定める住民等との合意形成を図るとともに、説明を行う住民等が属する住民自治組織及び町が指定する関係機関、団体等の同意を書面で得るものとする。

イ 事業者は、事業の説明を受けて住民等から出された質疑、意見等を町に報告するとともに、適切に対応するものとする。

ウ 事業者は、設置等に係る進捗状況について、必要に応じて町及び住民等に報告するものとする。

（6）専門家等の意見聴取

町は、生活環境、自然環境及び景観、文化財等の保全・保護の観点から、必要に応じて専門家等の意見を聴取することができる。

6 設置等に係る工事中及び工事完了後における事項

事業者は、発電設備等の設置等に係る工事中及び工事完了後においても、「4 設置等に当たって事業者が遵守すべき基準」及び南部町環境保全条例（平成16年条例第125号）第3条の規定に基づく責務の遵守に努めなければならない。

7 設置後の維持管理等

（1）事業者は、設置等が完了した時点で発電設備等設置等報告書（様式第4号）に必要な資料等を添付し、町へ提出するものとする。

（2）事業者は、設置した発電設備等について正常な機能を維持し、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。

（3）事業者は、設置後に騒音、電波等周辺環境への影響が発生したときには、原因を調査し誠意を持って対応し責任を負うとともに、その内容を町に報告するもの

とする。

- (4) 事業者は、設置した発電設備等を廃止するときは、原則として速やかに施設を撤去することとし、実際に廃止（譲渡含む。）したときは、発電設備等廃止（譲渡）届（様式第5号）を町に提出するものとする。

8 その他

- ア 発電設備等の設置等に当たり、住民等から事業者へ申入れのあった事項については、速やかに町へ報告するとともに誠意を持って対応するものとする。
- イ 事業者は、発電設備等の使用が可能な限り事業継続に努めるものとする。

9 町の施策への協力

- (1) 事業者は、町が実施する環境学習等に積極的に協力するとともに、地域貢献に努めるものとする。
- (2) 事業者は、設置した発電設備等の発電量等の稼働状況について、町が求める場合には報告するよう努めるものとする。

10 ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化や技術革新等の状況により、必要に応じて随時見直すこととする。

附 則

- 1 このガイドラインは、令和3年3月1日から施行する。
- 2 このガイドラインの施行の際、現に本体工事に着手している再生可能エネルギー発電設備の設置等については、このガイドラインのうち、「6 設置等に係る工事中及び工事完了後における事項」、「7 設置後の維持管理等」、「8 その他」及び「9 町の施策への協力」に規定する項目について適用する。

(様式第1号)

年 月 日

南部町長 様

住所（法人は所在地）

氏名（法人は名称及び代表者氏名）

発電事業の実施に係る事前協議届出書

下記のとおり再生可能エネルギー発電事業を計画したので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1	事業の名称	
2	事業主体	
3	事業予定地	
4	敷地面積（㎡）	
5	事業規模（kw）	総出力 kw（風力の場合： kw× 基）
6	運転開始予定時期	年 月 日 ~（ 年間）
7	担当者連絡先	(職氏名) (TEL) (E-mail)
8	関係書類	<input type="checkbox"/> 事業計画の概要 (目的、事業内容、資金計画、スケジュール、撤去方法等) <input type="checkbox"/> 事業予定地の位置図 <input type="checkbox"/> 設置等に当たって事業者が遵守すべき基準を満たすことを証明する資料 <input type="checkbox"/> 会社概要 <input type="checkbox"/> その他

(様式第2号)

年 月 日

南部町長 様

住所（法人は所在地）

氏名（法人は名称及び代表者氏名）

発電事業の実施に係る届出書

下記のとおり再生可能エネルギー発電事業の実施に関して、関係書類を添えて届け出ます。

記

1	事業の名称	
2	事業主体	
3	事業予定地	
4	敷地面積 (㎡)	
5	事業規模	総出力 kw (風力の場合： kw× 基)
6	運転開始予定時期	年 月 日 ~ (年間)
7	担当者連絡先	(職氏名) (TEL) (E-mail)
8	関係書類	<input type="checkbox"/> 事業計画の概要 (目的、事業内容、資金計画、スケジュール、撤去方法等) <input type="checkbox"/> 事業予定地の位置図 <input type="checkbox"/> 主な眺望点から景観の変化を予測した合成図等 <input type="checkbox"/> 設置等に当たって事業者が遵守すべき基準を満たすことを証明する資料 <input type="checkbox"/> 住民等への説明会議事録及び確認書類 <input type="checkbox"/> 会社概要 <input type="checkbox"/> その他

(様式第3号)

年 月 日

南部町長 様

住所（法人は所在地）

氏名（法人は名称及び代表者氏名）

発電設備等の設置等変更（中止）届

年 月 日に届出書（様式第1号・様式第2号）を提出した再生可能エネルギー発電事業の計画を変更・中止しますので、下記のとおり届け出ます。

記

	変更前	変更後
1 事業の名称		※中止の場合は中止と記入
2 敷地面積 (m ²)		
3 事業規模(kw)	総出力 kw (風力の場合: kw× 基)	総出力 kw (風力の場合: kw× 基)
4 施工期間及び稼働開始予定日	施工期間 年 月 日～ 年 月 日 稼働開始予定: 年 月 日	施工期間: 年 月 日～ 年 月 日 稼働開始予定: 年 月 日
5 関係書類	<input type="checkbox"/> 変更後の計画の概要 (内容、スケジュール等を変更する場合) <input type="checkbox"/> その他	

※様式第1号を提出した後の変更は、様式第2号で変更後の内容を提出頂ければ本様式の提出は必要ありません。

(様式第4号)

年 月 日

南部町長 様

住所（法人は所在地）

氏名（法人は名称及び代表者氏名）

発電設備等設置等報告書

下記のとおり再生可能エネルギー発電施設が完成したので、関係書類を添えて報告します。

記

1	事業の名称	
2	事業主体	
3	事業実施場所	
4	敷地面積 (㎡)	
5	事業規模 (kw)	総出力 kw (風力の場合： kw× 基)
6	発電事業実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
7	担当者連絡先	(職氏名) (TEL) (E-mail)
8	関係書類	<input type="checkbox"/> 事業計画の概要 (目的、事業内容、資金計画、スケジュール、撤去方法等) <input type="checkbox"/> 事業実施場所の位置図 <input type="checkbox"/> 発電施設等の現況写真 <input type="checkbox"/> その他

(様式第5号)

年 月 日

南部町長 様

住所（法人は所在地）

氏名（法人は名称及び代表者氏名）

発電設備等廃止（譲渡）届

下記のとおり再生可能エネルギー発電設備を（廃止・譲渡）しましたので、届け出ます。

記

1 事業の名称	
2 事業実施場所	
3 敷地面積 (㎡)	
4 事業規模 (kw)	総出力 kw (風力の場合: kw× 基)
5 廃止（譲渡）日	年 月 日
6 撤去完了(予定)日	年 月 日 ※撤去が完了していない場合は予定日を記入
7 廃止後の施設	※譲渡・撤去等、処分の方向性について記入 譲渡先が決まっている場合はその旨も記入